役員変更等届出書

平成 25 年 5月 29 日

(宛先) 富士市長

主たる事務所の所在地 富士市中丸 794 番地

名 称 特定非営利活動法人

届出者 富士市のごみを考える会

代表者氏名 時田 祐佐 理事長印

電 話 番 号 0545-61-3834

次のとおり役員に変更があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により届け出ます。

変更年月日		平成 25年 5月 24日	
変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
任期満了	理事長	縣 昌司	富士市水戸島 343番地の1 サニーハイツ 302号室
再任	理事	縣 昌司	富士市水戸島 343番地の1 サニーハイツ 302号室
再任	理事	石川 美枝	富士市伝法 2435番地の2
再任	理事	梅原 万奈	富士市今泉 3865番地の1
再任	理事	小野 由美子	富士市大淵 27番地の6
再任	理事	岸本 美和子	富士市今泉 3689番地の18
新任	副理事長	熊谷 良子	富士市大淵 99番地の27
新任	理事	小松 春枝	富士市大淵 356番地の6
任期満了	理事	菅井 満江	富士市一色 620番地の70
任期満了	理事	竹内 敏夫	富士市石坂 381番地の11
任期満了	理事	田中 富子	富士市今宮 620番地の27
新任	理事長	時田 祐佐	富士市中丸 794番地
任期満了	理事	望月 照介	富士市松本 170番地の3
再任	監事	大石 光男	富士市本市場 442番地の9
再任	監事	廣田 貢	富士市大淵 370番地の51

変更後の役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
--------------	-----------------------

役職名	氏 名	住所又は居所
理事長	時田 祐佐	富士市中丸 794 番地
副理事長	熊谷 良子	富士市大淵 99 番地の 27
理事	縣 昌司	富士市水戸島 343 番地の 1 サニーハイツ 302 号室
理事	石川 美枝	富士市伝法 2435 番地の 2
理事	梅原 万奈	富士市今泉 3865 番地の 1
理事	小野 由美子	富士市大淵 27 番地の 6
理事	岸本 美和子	富士市 3689 番地の 18
理事	小松 春枝	富士市大淵 356 番地の 6
監事	大石 光男	富士市本市場 442 番地の 9
監事	廣田 貢	富士市大淵 370 番地の 51

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会 代表者 縣 昌司 様

住所又は居所富士市大淵99番地の27氏名熊谷 良子認印

私は、特定非営利活動促進法第20 条各号に該当しないこと及び同法第21 条の規定に違反しないことを 誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 理事に就任することを承諾します。

*特定非営利活動促進法

第20条次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 第21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会 代表者 縣 昌司 様

住所又は居所富士市大淵356番地の6氏名小松 春枝認印

私は、特定非営利活動促進法第20 条各号に該当しないこと及び同法第21 条の規定に違反しないことを 誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 理事に就任することを承諾します。

*特定非営利活動促進法

第20条次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 第21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会 代表者 縣 昌司 様

住所又は居所富士市中丸794番地氏名時田 祐佐認印

私は、特定非営利活動促進法第20 条各号に該当しないこと及び同法第21 条の規定に違反しないことを 誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 理事に就任することを承諾します。

*特定非営利活動促進法

第20条次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43 条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 第21 条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。